

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたり質問し、知事、病院事業管理者、教育長並びに警察本部長の御見解をお聞きします。

質問の第1点目は、**地方分権の推進**についてであります。

質問の一つ目は、**地方分権改革推進委員会「第3次勧告」**についてであります。

政府の地方分権改革推進委員会は、10月8日に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方自治関係法制の見直し、国と地方の協議の場の法制化などを盛り込んだ第3次勧告を提出しました。

第3次勧告では、第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付けに係る4076条項のうち、3つの重点事項、一つ目は、自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準、二つ目は、自治体の事務に対する国の関与、いわゆる協議、同意・許可・認可・承認、三つ目は、計画の策定及びその手続きの自治体への義務付けについて、法令の廃止や条例制定を認める等の見直しが必要とされ、個別の条項ごとに具体的に講ずべき見直し措置(892条項)が提示されました。中でも、施設・公物設置管理の基準については、当該基準に係る規定の廃止や条例への委任の措置を講ずるとし、条例に委任した場合で、国が基準を示す場合は、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」という3類型が示されることとされました。また、地方自治関係法制の見直しとして、行政委員会の必置規制、財務会計制度の見直しが示され、さらに、国と地方の協議の場の法制化について、「たたき台」として委員会試案が示されました。

この第3次勧告の「はじめに」では、「今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくことと設定し」と記載されているように、「地方自治の本旨」に基づき、地方自治の実現を志向するものとしては、国の法令等による過剰な義務付け・枠付けや関与を最小限にとどめ、自治体の裁量を認め、条例制定権を拡大するという基本方向は当然のことであり、地方分権が一步進む内容となったことは評価したいと考えます。

但し、第3次勧告で示された義務付け・枠付けの個別条項のうち、医療・福祉等に関わる地域住民のセーフティネットとしての役割を担うサービスに関わるものに対しては、財政状況によっては地域住民への公共サービスの低下につながる恐れがあるなど、社会的セーフティネットの面で、サービスの縮小や質の低下を招かないような工夫が必要であり、ナショナルミニマムの確保を前提にする必要があると考えます。

この第3次勧告が、新政権の中で、どこまで実行されるかわかりませんが、見直しが進んでいくのは間違いないでしょう。

いずれにしても、これまで以上に、自治体に関わる首長、職員、議員が、住民と共に、自らが考えて、悩んで、物事を決めていく、そうして自分たちで責任を取っていくという仕組みをつくっていかねばなりませんし、各々の質の向上が求められると考えます。

そこで、まず、今回の地方分権推進委員会の第3次勧告についての知事の所見をお聞かせください。

また、見直しが実施された場合に、どう取り組んでいくのか基本的な姿勢をお聞かせください。

次に、**政策法務能力の充実**についてであります。

2000年の第1次分権改革では機関委任事務制度が廃止され、地方自治法に国と地方の役割分担原則、解釈運用原則及び自治事務に対する特別配慮義務などが規定され、地方自治法上は、自治体の条例制定権と法解釈権は大幅に拡大されましたが、実態は創意と工夫を凝らした条例制定の動きは低調になったと言われていました。

その原因は、自治体に事務を義務付ける法律が多く制定されたため、自治体は法律の執行に追われ、独自条例を制定し新たな施策を打ち出す余裕がなくなっただとも言われています。

また、法律が表面上は自治体に大きな権限と責任を付与していますが、その反面、自治体の権限を法律の執行に限定し、上乘せ・横出しなどの独自の施策の展開を阻む条項ないし趣旨を巧妙に織り込んで、条例制定を制約し、自治体が独自の措置を定めるのを窮屈にしている面があると言われていました。

さらに、三位一体改革を契機とした地方財政の窮乏、市町村合併の強引な誘導によって、分権改革の意義が大きく減殺されてしまったのではないかとされています。

このような要因から、多くの自治体の法務事務は、第1次分権改革以降も、従来型の条例、規則等の立案に際しての法技術的処理、法規の解釈、法規の事務・事業への適用の際の法的な対応、争訟事務などといったことが中心であり、地方自治体の政策を形成し、実現するための手段としての自主的なかつ積極的な自治立法の定立及び法令の自主的解釈などといった政策との結び付きが一般的に弱かったと言えます。

そこで、今回の第3次勧告の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権が拡大すれば、自治体の「政策法務」はますます重要になってきます。

政策法務とは何か、その出発点は、条例を必要とする立法事実です。地域の実情や住民の声を吸い上げ課題事実に対処するために必要な措置・施策を探求し、新たな制度が必要となれば、それを設計して条例を仕上げるのが立法法務としての政策法務です。

2007年11月の地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」では、条例について、「地方政府の確立には、行政権の分権だけでなく、立法権の分権が不可欠であり、立法権の分権を目指すことは政治改革に連動している。そのため、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて抜本的改革が必要になるとともに、議員による条例提案の活発化など積極的な議会運営が求められる。また、国によるさまざまな義務付け・枠付け、関与等を明快な基準に基づき徹底的に見直すことで廃止するとともに、条例により法令の規定を『上書き』する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡大を図っていくことは、自治立法権を確立していくことにつながる。」と触れられています。

地方自治体が、地方分権の推進の成果をどれだけ活用できるか、また、政策に反映できるかと言ったことを考えるとき、計画立案、予算編成などと並んで「政策法務」が自治体行政における政策形成において、実体的にも手続き的にも、極めて重要な課題となっただと考えます。分権型社会を見据えるなら、個性あるまちづくりが、今よりもやりやすくなるのですから、それだけの準備体制が要ります。自治体側にもかなりの覚悟が求められ、職員の政策企画と政策法務の能力の向上が必要です。

また、本来は議会が立法機関ですので、議会における政策法務能力の強化も必要だと思います。

そこで、そのための人的・組織的な体制の整備が執行部・議会の両者に必要であります。

現在、総務学事課に法制執務・政策法務グループがありますが、人材養成としての政策法務の研修も大学や研究機関などと連携して充実させていかなければなりません。また、それらの機関や住民と協働して政策条例を作っていくこと、県民からの政策条例提案制度の創設、パブリックコメント制度の充実・条例化など、協働型政策法務の検討を提言いたします。

そこで、自治型社会を見据えた「政策法務能力」の充実を、どのように図っていくおつもりなのか、また協働型政策法務への取組みについて、知事の考えをお伺いします。

併せて、市町の政策法務能力の向上について、どのように支援していくおつもりなのか、知事にお伺いします。

質問の第2点目は、我が会派が主張し続けてきました公契約条例の制定についてであります。

去る9月29日に千葉県野田市議会は、市長提案の公契約条例を全会一致で可決し、全国で初めてとなる公契約条例が制定されました。

その内容は、市が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金水準を守るため、最低賃金を市が独自に設定する内容で、来年度から実施するとしています。

同条例では、予定価格が1億円以上の建設工事と、同1000万円以上の委託契約のうち、施設設備の運転管理、施設の清掃などを対象に市が最低賃金を設定し、それが受注・受託業者から労働者に支払われない場合は契約を解除でき、事業者名を公表するとともに、市に損害が生じた場合は、損害賠償を求めるとしています。

市の定める最低賃金は、国が公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価（基準額）や市の技能労務職員の給料を参考に設定するようであります。

条文の冒頭には、「地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。」と記載されています。

根本崇野田市長は「2005年に全国市長会を通じて法制定を要望したが、何の対応もなかったため、野田市が先鞭をつける意味で条例を制定した。本来国が法律により規定すべきもので、今後国の担当部署に成立した条例を持参して早期法制定を要望し、地方が動き国を動かすという地方分権のスタイルを作っていく」とコメントしています。

根本市長は、決して、革新市長でもなく、選挙では、自民・公明からも推薦を受けてい

る人物です。

今回の条例の制定は、自治体自らも間接的に「ワーキングプア」を作り出している事実を認めるものであり、底なしの低賃金構造を、自治体から歯止めしなければならないという根本市長の強い決意の現われではないかと考えます。

この動きが、各自治体に広まっていけば、リビングウェイジ（生活保障賃金）という公正労働基準が確立されていくと考えます。

私たちの目指す公契約条例は、現在の総合評価型入札方式に、環境、福祉、男女平等参画に配慮しているか、公正労働基準を適正に維持しているかということを入札の判断基準に入れ、社会的価値を生み出していき、入札制度そのものを政策手段として機能させていく政策入札の考え方です。

今回の動きは、その第1歩として、高く評価できると思いますし、根本市長の英断を称えると同時に全会一致で可決した野田市議会に敬意を表します。

知事は、これまで「条例制定は、当面考えていない」の一点張りの答弁ですが、今回の野田市の公契約条例の制定について、どう評価しているのでしょうか、ご所見をお伺いします。また、我が会派の篠原正憲議員は、早速、野田市を視察し、聞き取り調査をしたところです。執行部としても、この野田市の取り組みを研究すべきと考えますが、今後の県の取り組みについてお伺いします。

質問は、第3点目は、**雇用対策**についてです。

県の業務は多方面にわたり、様々な役割、機能が求められます。県はそうした業務を着実に実施し、県民福祉の向上を図るという究極の目的を果たしていかなければなりません。その先頭に立つのが知事であります。様々な情報、意見、要望が集まり、その都度、的確な判断をし、具体的対応策を講じていかなければなりません。

当然、施策は、時々々の状況に応じ、また将来を見据えて、変化していくものであります。知事は、現在、最も重点的に取り組まなければならない施策は何だと思われていますか。私は、短期的視点では雇用対策であり、長期的には高齢化と人口減少への対応でないかと考えています。

そこで、緊急を要する雇用対策について、お伺いします。

昨年の米国の金融に端を発する経済危機は、实体经济にも深刻な影響を及ぼしてきています。全国的に倒産件数、有効求人倍率等、記録的な水準の低下が見られ、雇用状況は悪化しています。派遣労働者等の雇い止め・解雇、新卒者の内定取り消しなど、深刻な問題が生じております。香川県とて例外ではなく、9月の月間有効求人倍率は全国1位とはいえ、0.62であり、また、第2四半期の完全失業率は4.1%とここ数年では高い数値となっています。雇用不安の拡大は、犯罪や自殺者の増加という社会問題だけではなく、消費の沈滞化を通じて経済活動そのものにも悪影響を与えます。また、失業状態が長期に亘る事も由々しき問題であります。早急に対応すべきであります。

そこで、まず、**各種雇用対策事業の執行体制**についてお伺いします。

雇用対策について、県民に一番近い窓口は、県内6箇所には設けられている国の香川労働局の出先である公共職業安定所であります。また、県内の雇用に関する各種データを把握しているのも香川労働局であります。県内の限られた就労に関することについて、なぜ、

県が主体的に行わないのでしょうか。労働行政は全国画一的に取り組まなければならないのでしょうか。職業紹介と失業等給付のセットの方が、管理が効率的に行われるということで、公共職業安定所任せの雇用対策になっているのでしょうか。

しかし、今日、派遣労働者をはじめとする雇用保険に未加入になっている労働者が増え、さらに、若年者においては、フリーターやニートが増えている中で、失業等給付とはセットでない職業相談や就労支援などの雇用対策を県や市町が行ってもいいのではないのでしょうか。県や市町の方が、国の労働行政だけを取り扱っている労働局より、地元企業と色々な分野において、関わりが多く、求人活動の幅が広がるのではないのでしょうか。

県や市町が、住民に対して説明するのに、求人・求職の雇用対策の窓口が、国の機関の公共職業安定所だけというのは、あまりにも無策ではないのでしょうか。

情報化と言われている時代に、国・県・市町が情報を共有して、職業相談、職業紹介をはじめ具体的な求人・求職活動の窓口として機能すべき時期が到来しているのではないかと考えます。

そこで、まず、お聞きします。現状、国の機関である労働局との役割分担はどのようになっているのでしょうか。逆に県が主体となれるものは何があるのでしょうか。今回、改めて疑問を感じました。

さらに、知事は、現行の体制について、どのように考えられているのか。また、今後、地方分権改革にあわせて、どのようにすべきと考えているのか、お伺いします。

次に、**県の雇用施策**についてです。

県では「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を受けて、一時的なつなぎの仕事を提供しています。非正規雇用労働者が全労働者の3人に1人という雇用のあり方が問題となっている中で、期間限定の雇用を促進するような手立てでいいのでしょうか。

また、雇用施策は商工労働部だけで対応すべきものではなく、各部局も連携して取り組むべき課題であります。ところが、県職員の本年の大学卒業程度の採用案内をみますと一般行政事務は7名程度となっています。また、最近まで募集を行っていたUJターン型民間企業等職務経験者の採用募集は2名程度と非常に少なく、2800人体制しか頭にないのかと思わざるを得ません。それでいて、民間には雇用の要請を行っています。

さらに、教員についても非常勤講師の多さは目に余るものがあります。個々の施策を着実に実施していくことも重要ですが、施策全体の整合性を考えるのも、知事の重要な仕事ではないのでしょうか。県内全体の雇用を促進するための施策を、事業者としての県自らの雇用確保策を含めて、どのような方針で取り組んでいくつもりか、お伺いします。

三つ目は、**来春の高卒者の就職対策**についてであります。

去る11月4日、厚生労働省から、来春卒業予定の高校生の9月末現在の就職内定率が発表されました。これによると、全国平均では37.6%と前年同期を13.4ポイント下回っており、下落幅は1988年の卒業生を対象とした調査開始以来、過去最大となっています。

厚生労働省では、「景気が回復せず、先が見通せない状況で企業の求人が大幅に減少した結果」と分析していますが、若者の就職難が深刻さを増している状況を改めて裏付けた形

となっています。

高校生が、社会の一員として新しい一歩を踏み出すと同時に大きな挫折を味うことは、社会としても大問題であります。来年3月まで4ヶ月余りとなったが、県は、あらゆる手を尽くして高校生を支援すべきであります。

そこで、本県における高校生の就職内定の現在の状況と具体的に今後どのような就職対策を講じていくのか、教育長にお伺いします。

質問の第4点目は、**香川の農業政策**についてであります。

農家の戸別所得補償制度を創設することで、農業を支援していくという基本的な方向性は、間違っていないと考えます。

しかし、香川県は、80%近くが兼業農家であり、1戸当たり0.7haの耕地面積の少ない、全国平均以下の36%の食料自給率という事情の中で、東北のように、1戸当たりの耕地面積が2ha近くあり、自給率100%を超える地域と一緒に議論を行うことは問題です。

画一的な全国一律の国の施策を受け入れて、展望があるのでしょうか。

地方分権時代を迎えて、その地域の事情に合った農業政策を展開していかなければなりません。

私は、香川県の農業政策として、大きく農業振興策と農地保全策の2本立ての取り組みが必要ではないかと考えます。

一つ目の柱は、**農業振興策**です。それには、農業が儲かる産業とすることが不可欠であり、そのために、中間に位置する流通部門を省き、農産物の販売価格の設定を農業者自らが行えるシステムの構築を図る必要があります。具体的にはインターネット直販や産直市場の拡充です。さらに、地域の農産物を加工する食品メーカーの誘致です。第二に、農産物自体に付加価値をつけることでもあります。現行施策でも、様々な取り組みがなされていますが、さらに、有機栽培への取り組み強化や観光農園、市民農園、さらには農業レストラン経営の併設等に取り組み、収益性を高める環境を整備すべきです。

二つ目の柱は、**農地保全策**です。言うまでもなく、高齢化、後継者不足により、優良農地が止むを得なく、耕作放棄地や農地転用によるアパート経営、企業の倉庫、駐車場になろうとしています。そうした農地を保全するためには、農地の「所有」はそのままとして、農地の「利用」を意欲ある農業者や農業生産法人、農事組合等や担い手に集積していくことが必要となります。また、これまで農業には従事していないが、就農を希望する者を円滑に新たな担い手として迎え入れるための農地確保の仕組みづくりも必要です。

さらに、市民農園の拡大、作業受託者の拡大もして、農地を保全していかなければなりません。

この大きな二つの柱を立て、これまでのように、個別農家や地域、農協に任せるだけでなく、県や市町が積極的に関わって、支援していくべきではないかと考えます。

今こそ、本県の事情の中で、本県の将来を見据えた政策を打ち立て、具体的施策を独自に構築すべきと考えます。

国の政策は香川の農業振興については眼中になく、マクロ的、主要な農業県を対象に施策展開を行っています。国の役割から言えば、一理あります。

県の役割は、そうした国の施策をそのまま実施するのではなく、本県農業の事情を考慮し、取捨選択し、工夫を加え、加工し、さらに県単独事業を効果的に組み合わせて行っていくべきです。

知事は、これまでの県の取り組みをどう評価し、今後、県独自に、どのような政策を柱に、そのためにどのような施策を展開するつもりか、知事ご自身の農業に対するポリシーをお伺いします。

質問の第5点目は、**公共事業のあり方**についてであります。

まず第一に、これまで、何度も、我が会派が主張してきました公共事業のあり方を、大胆に**維持補修・管理型に方向転換すべきである**という点についてであります。

さる11月4日の朝日新聞の記事で、「補修、後回し、重いツケ」というタイトルで、新設工事やハコモノ優先で進められてきた公共事業のツケが一気に回ってきたという報道の記事がありました。

その記事の中で、旧建設省の官僚から転身した福井秀夫政策研究大学院大学教授のコメントが特徴でした。福井教授は、「官僚時代の体験から言えば、政治も行政も、パフォーマンスを重視するということだ。政治家は自分の「手柄」のアピールに一生懸命だし、官僚にとっては予算のパイを確保することが省益の拡大につながる。そのため、お互いに何かを「造る」ということには熱心だが、維持補修などの地味な作業には関心を持とうとしない。新設に伴う事業費は金額も多く、利幅も大きい。業者にも歓迎される。こうした構図の中で、国民の安全をめぐる議論は後回しにされてきた。高速道路やダムの論議もいいが、こうした光の当たらない問題とどう向き合うかが、今後ますます大切になってくる。」と元建設省官僚が語っています。

さらに、別の国交省の元幹部は、「公共事業の抑制が進み、新設費が削減されても、維持補修のための更新費は、今後、右肩上がりになると予測されている。今の状況が続けば、あと十数年で新設がゼロにしても追いつかなくなる」とコメントしています。

1992年からの公共事業は、余りにも国の経済対策の道具として使われ過ぎました。日本経済がバブル期から失速し、長い低迷の時代に突入すると、1992年から毎年、秋口に経済対策として、公共事業を中心とした補正予算が編成されてきました。そして、その中身は、補助事業は、補助金の残りを借金でできる、単独事業は、事業費の9割近くを借金で賄える新設の工事やハコモノ事業をどんどんやってきました。確かに雇用効果もあり、地方になればなるほど公共事業への依存体質を過剰に強めてきました。

しかし、この効果も初めの2～3年はカンフル剤として期待できても、これが10年も継続されると国も地方自治体も体力的に限界であり、国の対策に真正面につき合った自治体ほど、どこも多くの借金をかかえることになったわけです。

そして、現在、借金の返済の公債費の増大により、財政状況が厳しくなり、維持補修の予算が確保できなくなってきたわけです。

県政世論調査から見ても、施策の必要性の中で、地域道路網の整備などの社会資本整備の必要性が低いことから、新設改良的な事業は、一度、立ち止まるべきです。

社会資本整備は、そこに住む人々が、その地で豊かに生活ができるよう、「人」のために整備するものであります。

これまでの社会資本整備を振り返り、果たして本当に県民のためのものであったかを検証する必要があります。

都会のまねをして、全国に金太郎飴のように、次々と同じような施設を作ってきたのではないのでしょうか。

今からは、これまで整備してきた施設を、いかに住民が使いやすく、できてよかったと思えるように改善していく必要があります。

政権交代により、コンクリートから人へと施策転換されようとしています、人のためのコンクリートにしなければなりません。

香川県が、香川県らしくあるための社会資本整備に取り組むべきと考えます。

そのために、行政が、計画どおりの公共事業の無理押しに固執せずに、引き返すこともあり得るといごく簡単で当たり前の事実を県民の前に具体的に示せる時期が到来していると考えます。

新政権になり、国土交通省の2010年度の公共事業費も今年度当初予算比で15%マイナスの概算要求をしていることや、今後、公共事業が個別の補助金から、地方自治体が公共事業の実施のために裁量的に使用することができる公共事業一括交付金に制度を変更していくことから、また、国・地方合わせて800兆円の借金を考えると、公共事業のあり方を維持補修・管理型に方向転換をすべき時期に来ていると考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、今議会に提案されています新内海ダム本体建設工事の工事請負契約の締結についてであります。

ダム事業の是非については、島という特殊性、地元小豆島住民の意向を尊重すべきという立場で、我が会派も、これまで基本的に内海ダム再開発事業に限って、賛成の立場で対応してきました。しかし、これは国庫補助金が確保されるという前提に立った立場です。

ところが、今回の議案の提出には、大きな問題を抱えています。それは、国庫補助事業の対象になるかどうか不透明な状況で、工事請負契約締結を行うことは、時期尚早と考えます。

この事業のこれからの財源を、すべて県民全体で負担するということになる、財源問題として、県民全体の合意形成を含め、慎重な議論と判断が求められます。

国の補助金が、どうなるかわからないまま、財源の裏づけがないまま、工事請負契約を締結することは、財政再建に取り組んでいる香川県としては、思慮に欠けた提案ではないのでしょうか。

それとも、知事は、この契約締結の議案を出したのは、国庫補助金が見つからない場合、県単独で一般財源を使ってもおやりなるとい意思表示なのではないのでしょうか、お答えください。

また、もう少し、国の動向を見定めて、契約すべきであり、先送りすべきと考えますが、お伺いします。

質問の第6点目は、**中央病院と地域医療機関との連携**についてです。

先般行われた、政府の行政刷新会議による「事業仕分け」において、病院の診療報酬についてもその対象となり、診療報酬の配分について、開業医と病院勤務医の収入格差の平

準化や、診療科間の格差是正などを来年の診療報酬改定に反映すべきとして「見直し」の判定がなされたところです。

小泉改革の名の下に、診療報酬のマイナス改定が進められたことが、今日の医療崩壊の大きな原因となっていますが、診療報酬における開業医優遇の側面も否定できません。

「事業仕分け」の中でも、仕分け人からは、「病院より高い診療報酬が診療所に支払われるメカニズムがある」と診療報酬の配分に大きな疑問が呈されました。

翻って考えるに、診療報酬改定の行方が県立病院の経営に与える影響は甚大なものがあります。そもそも、病院経営は、国の診療報酬制度という大きな枠組みのなかで行わざるを得ません。さらに、その制度自体が2年毎に大きく見直され、近年はマイナス改定が続いてきました。こうした状況の下で、長期的な経営計画を定め、成果を上げていくのは至難の業です。

22年度は一般会計繰入金の固定化を見直すこととしていますが、病院経営における、こうした制度的なハンディも十分認識した上で、県立病院としての機能・役割を果たすために十分な繰入れがなされるよう強く要望しておきます。

さて、県立病院では、中期経営目標及び実施計画を策定し、経営改善を進めていますが、20年度決算は計画目標を上回っており、その経営努力は大いに評価します。

しかしながら、来年はまた、診療報酬の大きな見直しが行われることは確実です。「事業仕分け」の中では、医療費削減を目指す財務省の主張に賛同する意見が相次ぎ、社会保障費抑制路線に逆戻りしたかの様相であったと報じられています。

一方、20年度の中央病院の病床利用率は91.2%とかなり高くなっているなど、そろそろ県立病院の経営努力も限界ではないかと思えます。

先の決算行政評価特別委員会において、診療報酬制度という大きな縛りのある中での経営改善への取組みについて、病院事業管理者に聞いたところ、新規患者数と診療単価の増により収益の増加を図っていくとの答えでありました。

いずれの取組みにも、地域の医療機関との連携が欠かせません。特に、中央病院においては、急性期医療への特化を図るなかで、平均在院日数の短縮化が進んでいます。

しかし、平均在院日数の短縮による入院単価増を目指すあまり、地域の医療機関との連携なく、入院患者の早期退院が促進されれば、その弊害が危惧されます。中央病院には、患者にとって、最適な医療を提供する使命があります。

経営改善のためにも、また「県民医療の最後の砦」としての役割をきちんと担う上でも、地域の医療機関との十分な連携が重要です。中央病院における、地域の医療機関との連携をどのように推進していくのか、病院事業管理者にお伺いします。

質問の第7点目は、**街頭犯罪に対する取組みについて**であります。

香川県警が実施した2008年度の「安全・安心まちづくりに関する県民意識調査」において、県民が不安に感じる犯罪の種類としては、空き巣や粗暴犯、自転車やオートバイなどの乗り物の窃盗、さらにはひったくりなど、県民の日常生活に直接関係する身近な街頭犯罪が上位を占めています。

まさに、街頭犯罪は、県民の体感治安を左右する犯罪であります。

こうした中、今年の街頭犯罪などの認知件数は、今年に入って増加傾向にあり、全刑法

犯に占める街頭犯罪の比率も約4割程度と高くなっております。

特に、オートバイや自転車の窃盗が街頭犯罪の6割を占め、最近では、施錠をしても盗難に遭うケースが多くなっているとお聞きします。

現在、香川県では、「香川県新世紀基本構想後期事業計画」に基づき、県民が安心して暮らせるよう、県民・事業者・行政等が一体となった取り組みを進めており、人口千人当たりの刑法犯認知件数も平成16年度の全国ワースト13位から改善されていますが、今後も引き続き、街頭犯罪の発生が高原状態で推移していくことになれば、「人口千人当たりの刑法認知件数を全国24位以下にする」という、当初の目標達成も厳しくなることが懸念されるところであります。

県民の体感治安の回復を図るためには、指数治安を上げることが重要であります。

このためには、身近で発生している街頭犯罪の予防対策や検挙については勿論のこと、子どもの安全確保なども含めて、「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」の基本理念を踏まえ、関係する機関が連携、協働活動を強化、推進していかなければなりません。

県民が体感として、安心して暮らせる「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に向け、街頭犯罪に対する検挙方策、さらには、特に乗り物の窃盗の予防対策や被害に遭わないための環境づくりについて、警察本部長にお伺いします。